

# 長期優良住宅の認定申請について

項目	ページ
住宅性能表示制度と長期優良住宅の認定申請の流れについて	1
建築行為を伴わない既存住宅の認定手続きについて（令和4年10月1日施行）	2
認定申請図書のまとめ方（確認書等有の場合）	3
認定申請書第二面の注意点	4
確認書等について（一戸建て住宅の場合）	5
確認書等の添付により省略できる図書について	6
長期優良住宅建築等計画等の認定に係る審査基準の添付図書について ・居住環境基準 ・災害配慮基準	7
手数料について	8
建築行為を伴わない既存住宅の認定に係る認定基準の考え方について	9
施行スケジュールについて	10
長期使用構造等基準の適用について（経過措置）	11
認定長期優良住宅の変更の取扱いについて	12
軽微な変更の取扱いについて（登録住宅性能評価機関の事前審査を活用する場合）	13
参考資料（敷地の地域地区を確認したいとき）	14

令和4年10月  
大阪府都市整備部住宅建築局建築環境課

# 住宅性能表示制度と長期優良住宅の認定申請の流れについて

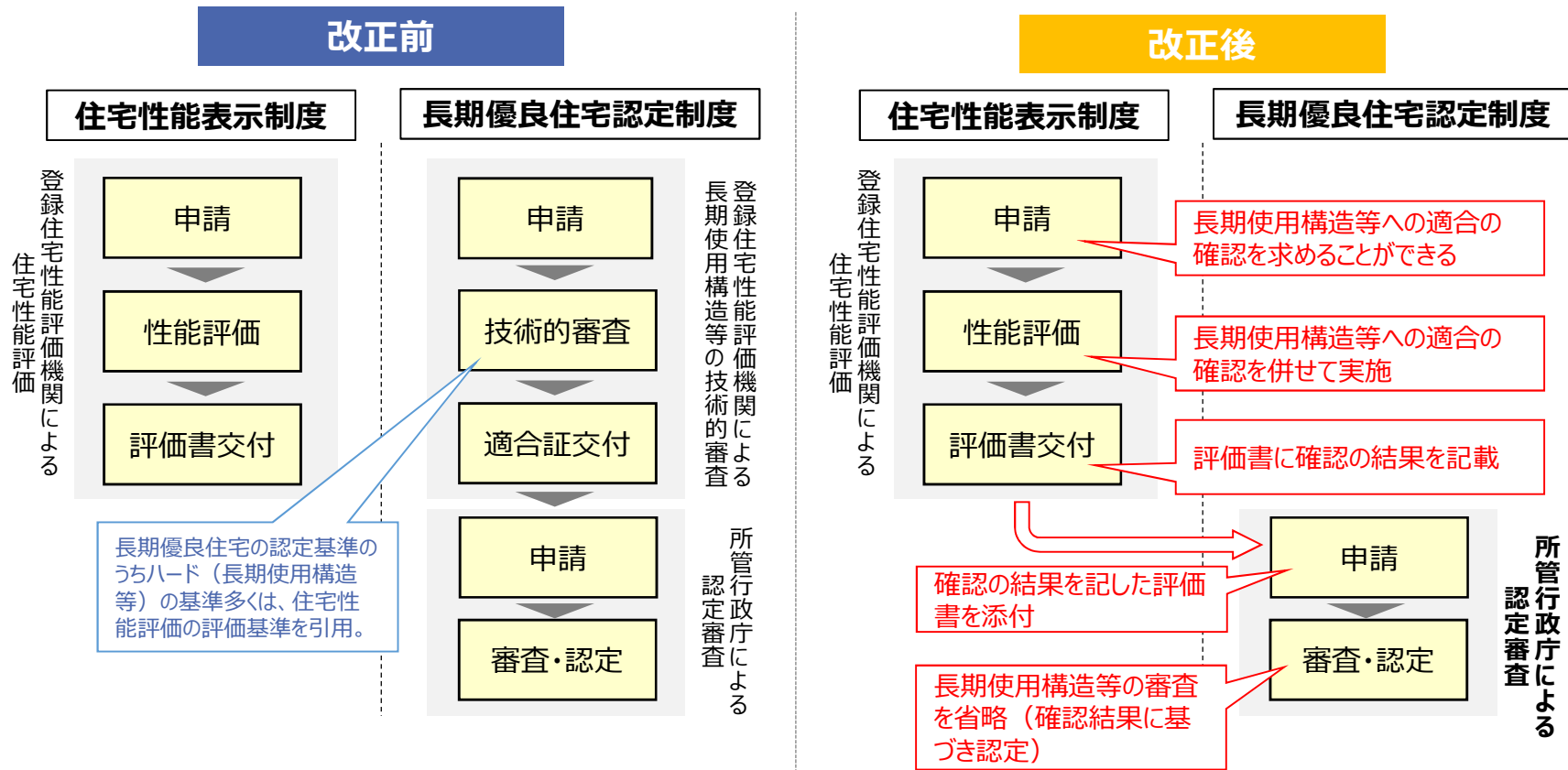
## (改正前)

○長期優良住宅認定制度と住宅性能表示制度の両者を利用する場合はそれぞれ申請・審査が必要。また、認定にあたり、登録住宅性能評価機関による任意の技術的審査を活用。

## (改正後) ※令和4年2月20日施行済

○登録住宅性能評価機関に、住宅性能評価の申請に併せて長期使用構造等の確認の申請が可能。

※評価書の交付を受けたら、所管行政庁への認定申請が必要です。

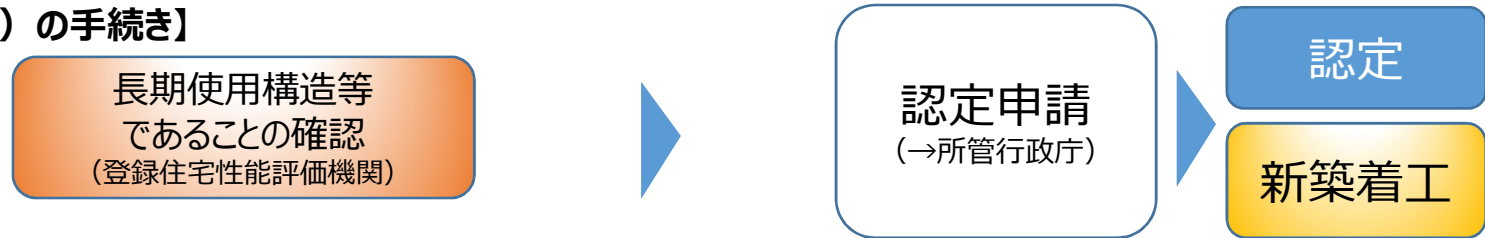


※住宅性能評価を活用しない場合、登録住宅性能評価機関に長期使用構造等の確認のみを求めることも可能。

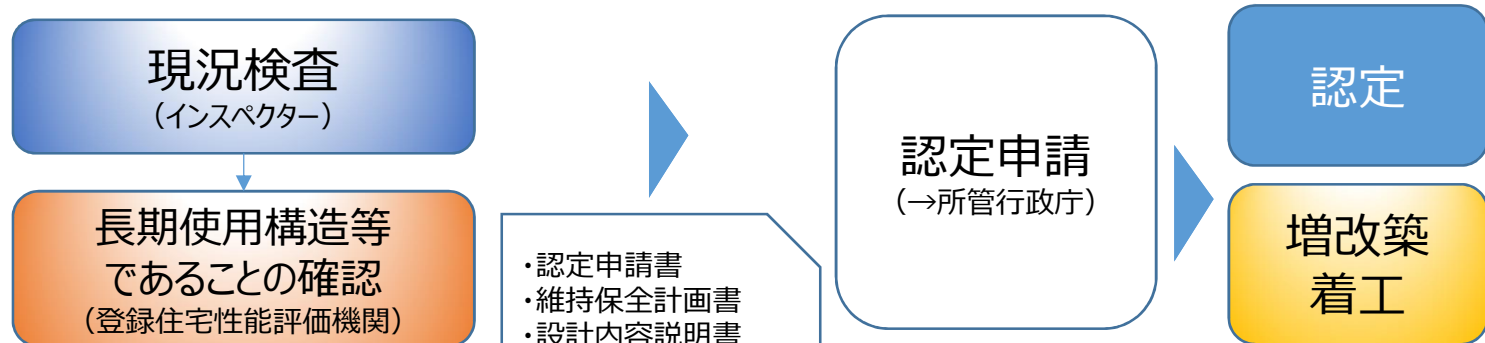
# 建築行為を伴わない既存住宅の認定手続きについて（令和4年10月1日施行）

- Ⅰ 建築行為なし認定制度は、増改築時の認定と同様に、現況検査と長期使用構造等であることの確認等を行い認定を行う。
- Ⅰ 申請書類等についても、基本的に増改築の認定と同様の書類による審査を行う。
- Ⅰ 建築行為なし認定制度の認定基準は建築の時期により決まるため、新築又は増築・改築の時期が分かる書類を別途求めることとする。

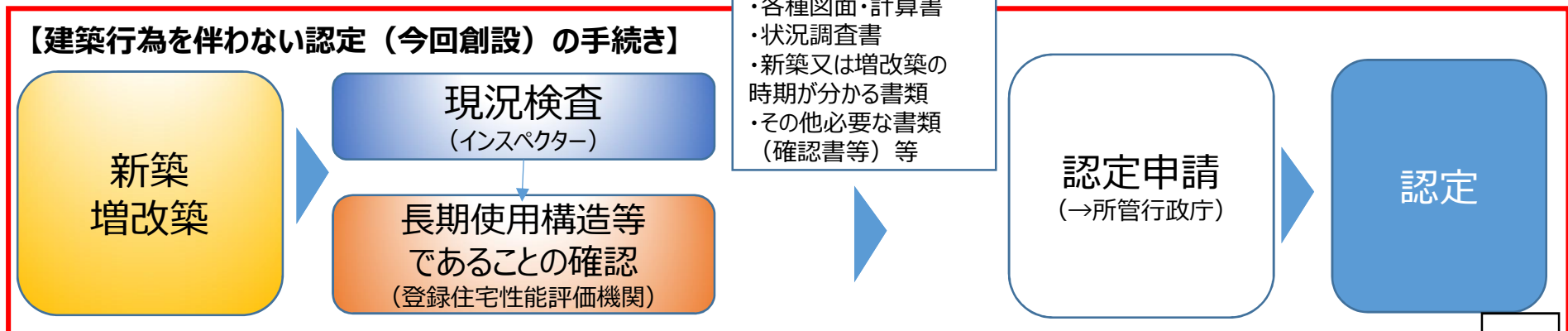
## 【新築時の認定（現行）の手続き】



## 【増改築時の認定（現行）の手続き】



## 【建築行為を伴わない認定（今回創設）の手続き】

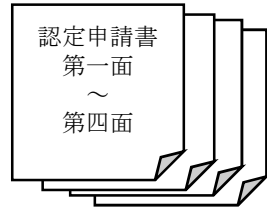


## 認定申請図書のまとめ方 (確認書等有の場合)

### 注意事項

①～⑤までの図書を正・副2部提出してください。

①



p 第一面について申請者の押印は不要です。

法第5条	代表的な申請対象の例
第1項	一戸建ての住宅（注文住宅）、共同住宅等（賃貸住宅、併用住宅）
第2項、第3項	一戸建ての住宅（建売住宅）
第4項	共同住宅等（長屋、分譲マンション（区分所有住宅）の新築）
第5項	共同住宅等（長屋、分譲マンション（区分所有住宅）の増築又は改築）
第6項	建築行為を伴わない既存住宅（一戸建ての住宅、共同住宅等（区分所有住宅を除く））
第7項	建築行為を伴わない既存住宅（一戸建ての住宅、共同住宅等（区分所有住宅））

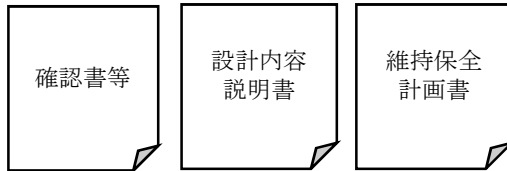
②

委任状（任意様式）

p 委任状について申請者及び代理者の押印は不要です。

p 復代理を立てられる場合は、復代理人の委任状も添付してください。

③



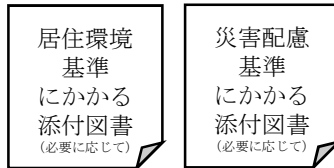
p 確認書等とは

住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項に規定する住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書

p 確認書等の原本は紛失防止のため副本に添付し、正本には、複写したものを提出してください。

p 設計内容説明書は登録住宅性能評価機関の事前審査時に提出したもので、審査員又は評価員が確認済のものを複写して提出してください。

④



p 居住環境基準

・都市計画施設の区域内にないことが確認できる図書

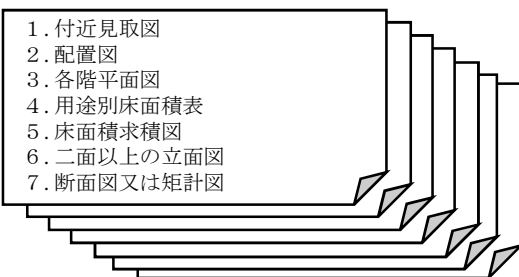
・地区計画等への適合が確認できる図書 等

p 災害配慮基準

・災害の危険性が特に高い区域内に計画建築物がないことが確認できる図書

・区域を指定する法令等で定められた建築に関する制限について適合していることが確認できる図書 等

⑤



1. 付近見取図
2. 配置図
3. 各階平面図
4. 用途別床面積表
5. 床面積求積図
6. 二面以上の立面図
7. 断面図又は矩計図

p 登録住宅性能評価機関が確認した図面であることを確認するため、スタンプがあるものとします。（確認書等の審査の内容と同じものであることを確認するためです。）

p 登録住宅性能評価機関から返却された副本（電子交付を含む）を複写（出力）して提出してください。なお、出力した図面は文字が判別できるよう注意してください。

p 増築又は改築の認定申請又は既存住宅の認定申請の場合は、状況報告書を追加で提出してください。

p 増築又は改築の認定申請又は既存住宅の認定申請の場合は、既存住宅の建築基準法の検査済証等の提出が必要です。

p 既存住宅の認定申請の場合は、工事履歴書及び工事履歴書に明示した新築、増築又は改築の時期及び増築又は改築に係る工事内容が確認できる図書の写しの提出が必要です。

# 認定申請書第二面の注意点（一戸建て住宅）

(第二面)

長期優良住宅建築等計画

1. 建築をしようとする住宅の位置、構造及び設備並びに規模に関する事項  
〔建築物に関する事項〕

【1. 地名地番】	
【2. 敷地面積】	㎡
【3. 工事種別】	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築・改築
【4. 建築面積】	㎡
【5. 床面積の合計】	㎡
【6. 建て方】	<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅等
【一戸建ての住宅の場合：各階の床面積】	階   ㎡   階   ㎡
【共同住宅等の場合：住戸の数】	建築物全体   戸 認定申請対象住戸   戸
【7. 建築物の高さ等】	
【最高の高さ】	
【最高の軒の高さ】	
【階数】	(地上)   階 (地下)   階
【8. 構造】	造   一部   造
【9. 長期使用構造等に係る構造及び設備の概要】	別添設計内容説明書による
【10. 確認の特例】	法第6条第2項の規定による申出の有無 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
【11. 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項の適用の有無】	住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第3項又は第4項の規定により、その住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号）第7条の4第1項第1号に規定する別記第11号の4様式）若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しの添付の有無 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有

(注意)

- 【6. 建て方】の欄は、該当するチェックボックスに「P」マークを入れてください。
- 【10. 確認の特例】の欄は、認定の申請に併せて建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認申請書を提出して適合審査を受けるよう申し出る場合においては「有」に、申し出ない場合においては「無」に「P」マークを入れてください。
- 【11. 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項の適用の有無】の欄は、住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項又は第4項の規定により、その住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しを添付して申請する場合においては「有」に、添付しないで申請する場合においては「無」に「P」マークを入れてください。
- この面は、建築確認等他の制度の申請書の写しに必要事項を補うこと等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

No.	内容
①	【5. 床面積の合計】 認定対象建築物（棟全体）の床面積の合計を記載します。
②	【6. 建て方】 【一戸建ての住宅の場合：各階の床面積】 規則第4条に規定される長期優良住宅の規模の基準を確認するために、インナーバルコニーや階段部分等の面積を除いた床面積を記載します。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>床面積の算定は、建築基準法施行令第2条第1項第3号に定めるところによります。</li> <li>【6. 建て方】の各階床面積の合計と【5. 床面積の合計】は一致しません。</li> <li>平面図及び床面積表等の設計図書により、面積算定を審査し、第二面に記載の床面積との整合性を確認します。</li> <li>【6. 建て方】に記載した長期の規模基準の各階床面積と、確認書等に記載された床面積の整合性を確認します。</li> </ul>
No.	内容
③	【10. 確認の特例】 指定確認検査機関に確認申請書を提出する場合は、「無」にチェックします。 建築基準法第6条第1項に規定する確認申請書を長期の認定申請書と併せて所管行政庁に提出する場合は「有」にチェックします。
④	【11. 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項の適用の有無】 長期使用構造等に適合しているかどうかについて事前に登録性能評価機関の技術審査を受けて、確認書若しくは住宅性能評価書を取得している場合は、「有」にチェックします。

# 確認書等について（一戸建て住宅の場合）

## 確認書の例

第十一号の様式（第七条の四関係）  
住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項の規定による  
長期使用構造等である旨の確認書  
(新築/増築・改築/既存)

第 号  
年 月 日

申請者 殿  
登録住宅性能評価機関 印

別添の確認申請書に記載の住宅の構造及び設備については、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第2条第4項に規定する長期使用構造等であることを確認しました。

記

- 申請年月日
- 確認を行った住宅の所在地及び名称
- 確認を行った住宅の階数、延べ面積及び構造
- 確認を行った住宅が共同住宅等である場合は、区分所有住宅の該当の有無
- 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第5項までの規定による認定の申請に係る住宅の確認を行った場合は、当初確認時又は住宅性能評価時の工事種別
- 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第6項又は第7項の規定による認定の申請に係る住宅の確認を行った場合は、新築又は当初確認若しくは住宅性能評価を受ける前にした増築・改築の時期
- 確認を行った評価員の氏名
- 確認対象住戸
- 申請対象住戸のうち、上記確認対象住戸に該当しない住戸

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4としてください。

特記事項  
免震建築物、耐震等級2又は耐震等級3に適合する場合  
 免震建築物  耐震等級2  耐震等級3

(注) この確認書は、大切に保存しておいてください。

1

2

①	10月1日施行後は、長期の確認申請の申請年月日が記載されます。これにより適用基準を確認します。
②	10月1日施行後は、当該住戸の床面積を記載する内容が削除されています。

## 設計住宅性能評価書の例

設計住宅性能評価書のイメージ  
(一戸建ての住宅の場合)

住宅の品質確保の促進等に関する法律  
第5条第1項に基づく

設計  
性能評価

設計住宅性能評価書  
(一戸建ての住宅)

(申請者の住所)  
(申請者の氏名又は名称) 様

下記の住宅に関して、評価方法基準（平成13年8月14日国土交通省告示第1347号（最終改正 令和4年3月25日国土交通省告示第378号））に基づき評価を行った結果について、次の通り相違ないことを証します。  
なお、上記は評価方法基準に基づいて評価を行った結果であり、時間経過による変化がないことを保証するものではありません。

記

- 建築主 (氏名又は名称) (連絡先)
- 設計者 (氏名又は名称) (連絡先)
- 住宅の名称
- 住宅の所在地

以上

評価書交付年月日	年 月 日
評価書交付番号	- - -
登録住宅性能評価機関名	印
評価書印番号	
評価員氏名	

●特記事項  
住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第4項に基づく、住宅の構造及び設備が長期使用構造等であるかどうかの確認の結果  
確認の結果  適合  不適合  
申請年月日: \_\_\_\_\_

(注) 右欄囲み部分は、長期使用構造等であることを確認が得て行われない場合は記載不要。

長期使用構造等である旨の確認：適合に☑があることを確認  
施行前は、申請書等記載の住宅の床面積（各階）が記載されていましたが、10月1日施行後は、設計住宅性能評価の申請年月日が記載されるよう改正されています。  
→この申請年月日により適用基準を確認します。

5

## 確認書等の添付により省略できる図書について

住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項の確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しを添えて認定申請をする場合は、長期法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合しているとみなすことから、所管行政庁への申請に際して添付する図面は、次のとおりとします。（法規則第2条）

改正前		改正後	
図書の種類		図書の種類	明示すべき事項 他
設計内容説明書		設計内容説明書	住宅の構造及び設備が長期使用構造等であることの説明 ※設計内容説明書は登録住宅性能評価機関の事前審査時に提出したもので、審査員又は評価員が確認済のものを複写して提出してください。 ※府細則に規定する建築士が設計したことを証する書類として確認します。
付近見取図		付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図		配置図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物と他の建築物の別
仕様書		—	添付は不要です。
各階平面図		各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の名称、用途及び寸法、居室の寸法、階段の寸法
用途別床面積表		用途別床面積表	用途別の床面積
床面積求積図		床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
2面以上の立面図		2面以上の立面図	縮尺、外壁、開口部の位置
断面図又は矩計図		断面図又は矩計図	縮尺、建築物の高さ、軒の高さ、軒及びひさしの出
伏図 (基礎伏図、各階伏図、小屋伏図)		—	添付は不要です。
各部詳細図		—	
各種計算書 (構造計算書、断熱計算書等)		—	
機器表		—	
状況調査書		状況調査書	建築物の劣化事象等の状況の調査結果 ※増築、改築又は建築行為を伴わない既存住宅の案件で提出が必要です。
—		工事履歴書	新築、増築又は改築の時期及び増築又は改築の工事内容を明示 ※建築行為を伴わない既存住宅の案件で提出が必要です。

登録住宅性能評価機関が審査した図面であることが確認できる図面を提出してください。（例：スタンプ押印等）

# 長期優良住宅建築等計画等の認定に係る審査基準の添付図書について

	エリア	区域	条件等
居住環境基準	①住宅が長期にわたり立地することが想定されない区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改良地区 (住宅地区改良法第2条第3項)</li> <li>・促進区域 (都市計画法第4条第4項)</li> <li>・都市計画施設の区域 (都市計画法第4条第6項)</li> <li>・市街地開発事業の施行区域 (都市計画法第4条第7項)</li> <li>・市街地開発事業等の予定区域 (都市計画法第4条第8項)</li> </ul>	<p>認定申請対象住宅が、左欄に掲げる区域内に立地しないものであること。ただし、区域内であっても、長期にわたって存することになるものであると見込まれるときにあっては、この限りでない。</p> <p>&lt;長期にわたって存することになるものの例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再開発事業の施行区域内の施設建築物である住宅</li> <li>・換地が不要な区画整理地内の住宅</li> </ul> <p>&lt;認定申請に必要な添付図書(例)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画施設明示</li> </ul>
	原則認定不可		
居住環境基準	②地域のまちなみ等との調和が図られているかを確認する区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築協定区域 (建築基準法第69条)</li> <li>・地区計画等区域 (都市計画法第4条第9項)</li> <li>・景観計画区域 (景観法第8条第1項)</li> <li>・景観協定区域 (景観法第81条第1項)</li> </ul>	<p>認定申請対象住宅が左欄に掲げる区域に係る計画又は協定に定める建築物に関する事項に適合するものであること。</p> <p>&lt;認定申請に必要な添付図書(例)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・届出手続きの適合証等または届出の写し(地区計画等、景観計画)</li> <li>・協定の運営委員会等が発行する適合確認書等(建築協定、景観協定)</li> </ul>
	条件付認定可		

	エリア	区域	条件等
災害配慮基準	①災害の危険性が特に高いエリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地すべり防止区域 (地すべり等防止法第3条第1項)</li> <li>・急傾斜地崩壊危険区域 (急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項)</li> <li>・土砂災害特別警戒区域 (土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項)</li> </ul>	<p>認定申請対象住宅が左欄に掲げる区域に建築されるものではないこと。 (区域の指定が解除されることが決定している場合はこの限りではない。)</p> <p>* 区域を指定する法令の手続きにより建築が可能であっても、区域の指定が解除されない限り長期優良住宅の認定はできません。</p> <p>* 災害危険区域と重複して指定されている場合は、②の災害危険区域の基準が適用されます。</p>
	原則認定不可		
災害配慮基準	②災害の危険性が高いエリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害危険区域 (建築基準法第39条第1項)</li> <li>・津波災害特別警戒区域 (区域なし R3.11) (津波防災地域づくりに関する法律第72条第1項)</li> <li>・浸水被害防止区域 (区域なし R3.11) (特定都市河川浸水被害対策法第56条第1項)</li> </ul>	<p>認定申請対象住宅が左欄に掲げる区域に係る建築に関する制限の基準に適合するものであること。</p> <p>&lt;認定申請に必要な添付図書(例)&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定開発行為(※1)の検査済証の写し</li> <li>・特定建築行為(※2)の許可証の写し</li> <li>・建築確認申請の確認済証の写し 等</li> </ul> <p>(※1) 特定開発行為：政令で定める土地の形質の変更を伴う開発行為で予定建築物の用途が制限用途であるもの</p> <p>(※2) 特定建築行為：制限用途の建築物を建築しようとする事</p>
	条件付認定可		

居住環境基準：法第6条第1項第3号に掲げる良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上への配慮に関する基準

災害配慮基準：法第6条第1項第4号に掲げる自然災害による被害の発生防止又は軽減への配慮に関する基準



# 手数料について

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の改正に伴う手数料改正の履歴	
令和4年10月1日施行	建築行為を伴わない既存住宅の認定制度が創設されることを受け、認定手数料を新たに設定。
令和4年2月20日施行	頻発する豪雨災害等への対応として、災害配慮基準が追加されたことに伴い、認定手数料を改正。

審査結果の責任の所在の明確化の観点から、登録住宅性能評価機関と所管行政庁の審査項目について改正されています。

(令和4年2月20日施行)

登録住宅性能評価機関：長期使用構造等  
 所管行政庁：長期使用構造等以外の認定基準

## 所管行政庁による審査項目

申請ルート	長期使用構造等		それ以外			
	①性能評価基準	②長期優良住宅独自基準	③面積	④維持	⑤景観	⑥災害
事前審査 (確認書若しくは住宅性能評価書有)	×	×	○	○	○	○
その他(なし)	○	○	○			○

主な項目	手数料金額 (確認証等あり)
<b>新築 一戸建て住宅</b>	<b>13,000円</b>
増・改築 一戸建て住宅 建築行為を伴わない既存住宅 一戸建て住宅	<b>17,400円</b>
変更認定申請 (法第8条)	<b>1,900円</b>

【仮定】事前審査有 新築 1000㎡未満 住戸数9戸

**住棟単位で手数料徴収**

新規認定

面積区分	金額
戸建て・併用住宅	13,000
500㎡以下	21,300
<b>500㎡超～1000㎡以下</b>	<b>35,300</b>
1000㎡超～3000㎡以下	55,200
3000㎡超～5000㎡以下	97,500
5000㎡超～1万㎡以下	163,400
1万㎡超～	279,700

手数料：1000㎡未満の面積区分より  
**35,300円**  
 住棟で手数料徴収

譲受人決定  
ゾナーの変更

分譲事業者

管理組合

変更認定申請1件あたり  
 手数料：1,500円

仕様など物理的な変更  
計画変更認定

面積区分	金額
戸建て・併用住宅	1,900
500㎡以下	3,700
<b>500㎡超～1000㎡以下</b>	<b>6,500</b>
1000㎡超～3000㎡以下	9,500
3000㎡超～5000㎡以下	17,500
5000㎡超～1万㎡以下	29,800
1万㎡超～	49,300

住棟で手数料徴収  
 手数料：1000㎡未満の面積区分より  
**6,500円**  
 部分的な住戸単位の変更が生じた場合  
**6,500円 ÷ 全住戸(9戸) = 722円**  
 (100円未満切上)  
 改め：**800円 × 変更住戸数**  
 合計金額の上限は**6,500円**

# 建築行為を伴わない既存住宅の認定に係る認定基準の考え方について

## 長期優良住宅維持保全計画

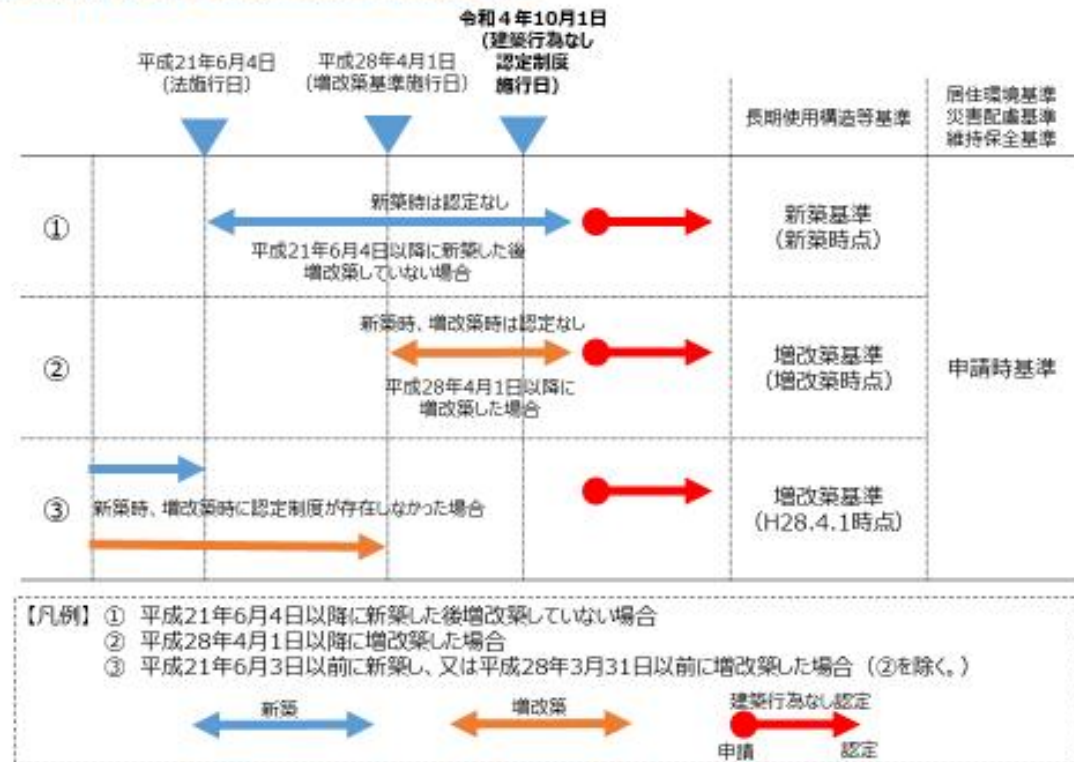
① 新たに創設する建築行為なし認定制度は、建築行為時ではなく 事後的に認定を受ける仕組みであるため、建築行為時と同じ基準（新築後認定取得する場合は新築基準、増改築後認定取得する場合は増改築基準）を満たした上で、申請時点で住宅に著しい劣化等が生じていないことを基本とする。

② 一方、長期優良住宅制度の創設前に新築された住宅、増改築基準の創設前に増改築された住宅については、新築時及び増改築時に認定を受けることはできず、参照すべき基準もなかったため、創設当初（H28.4.1時点）の増改築基準を適用する。

③ 住環境への配慮、自然災害への配慮に係る基準については、災害リスクや周辺環境への影響等を鑑み、申請時点の基準を適用する。

④ また、維持保全に係る基準についても、申請時点の基準を適用する。

## 建築行為なし認定制度の認定基準



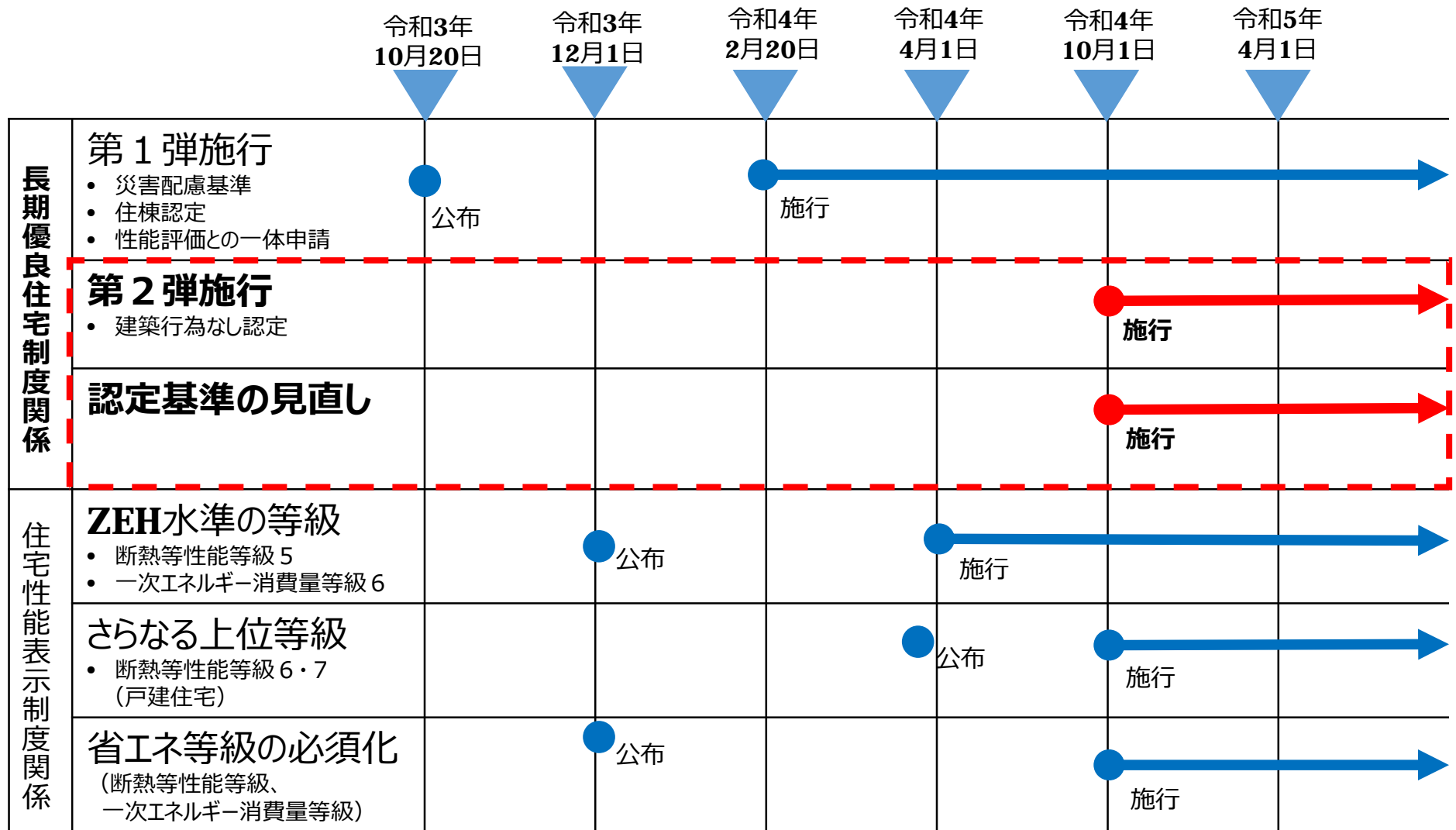
### 新築の時期の確認方法

- 確認済証交付日
- 台帳記載事項証明書に記載の確認済証交付日
- 確認申請が不要な地域に住宅を建築した場合には、建築工事届の申請日 等

### 増改築の時期の確認方法

- 確認済証交付日
- 台帳記載事項証明書に記載の確認済証交付日
- 確認申請が不要な地域に住宅を建築した場合には、建築工事届の申請日
- 建築確認を要さない増改築工事の場合は、工事請負契約書等の締結日 等

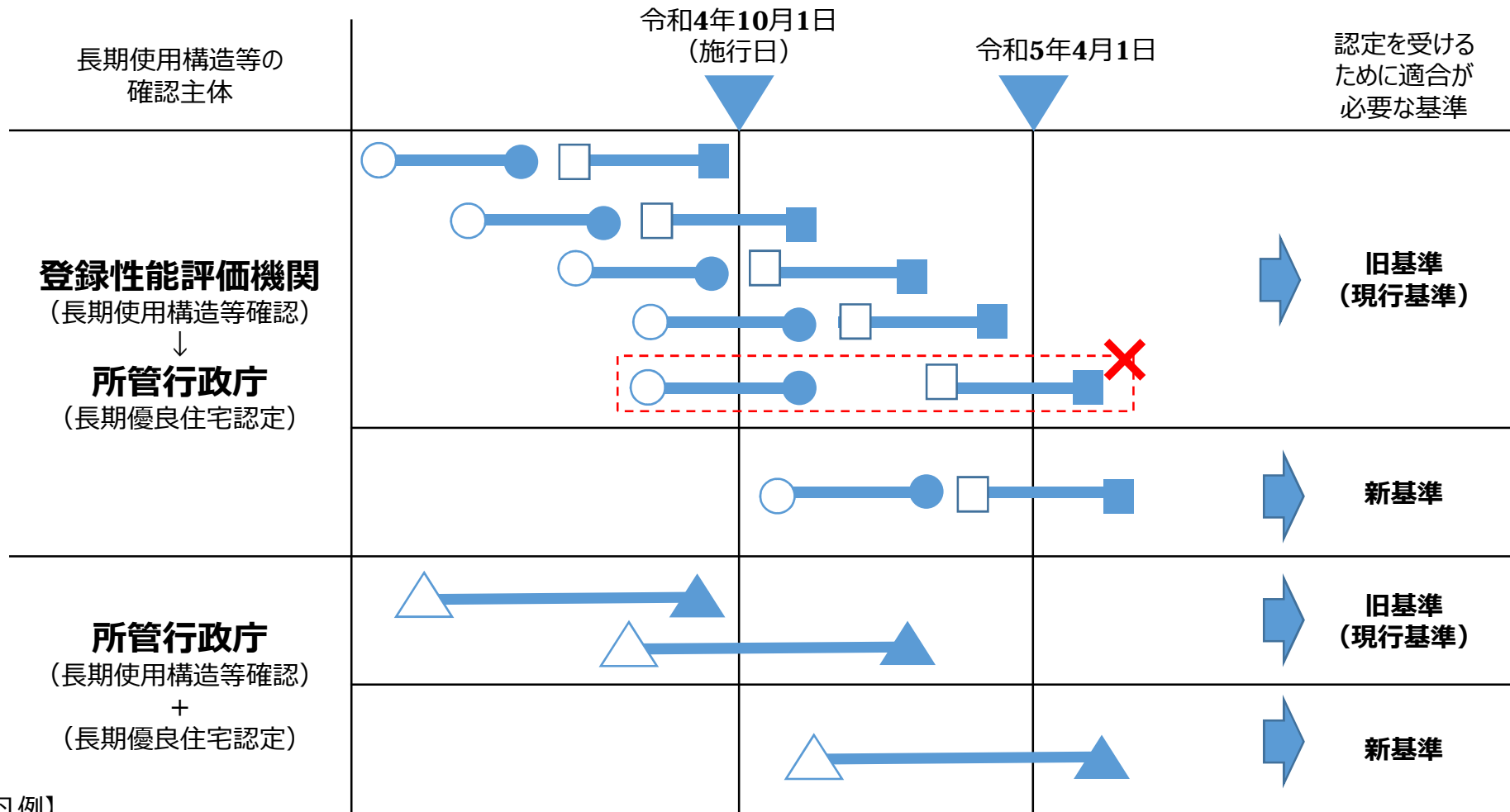
# 施行スケジュール



同時に施行

# 長期使用構造等基準の適用について（経過措置）

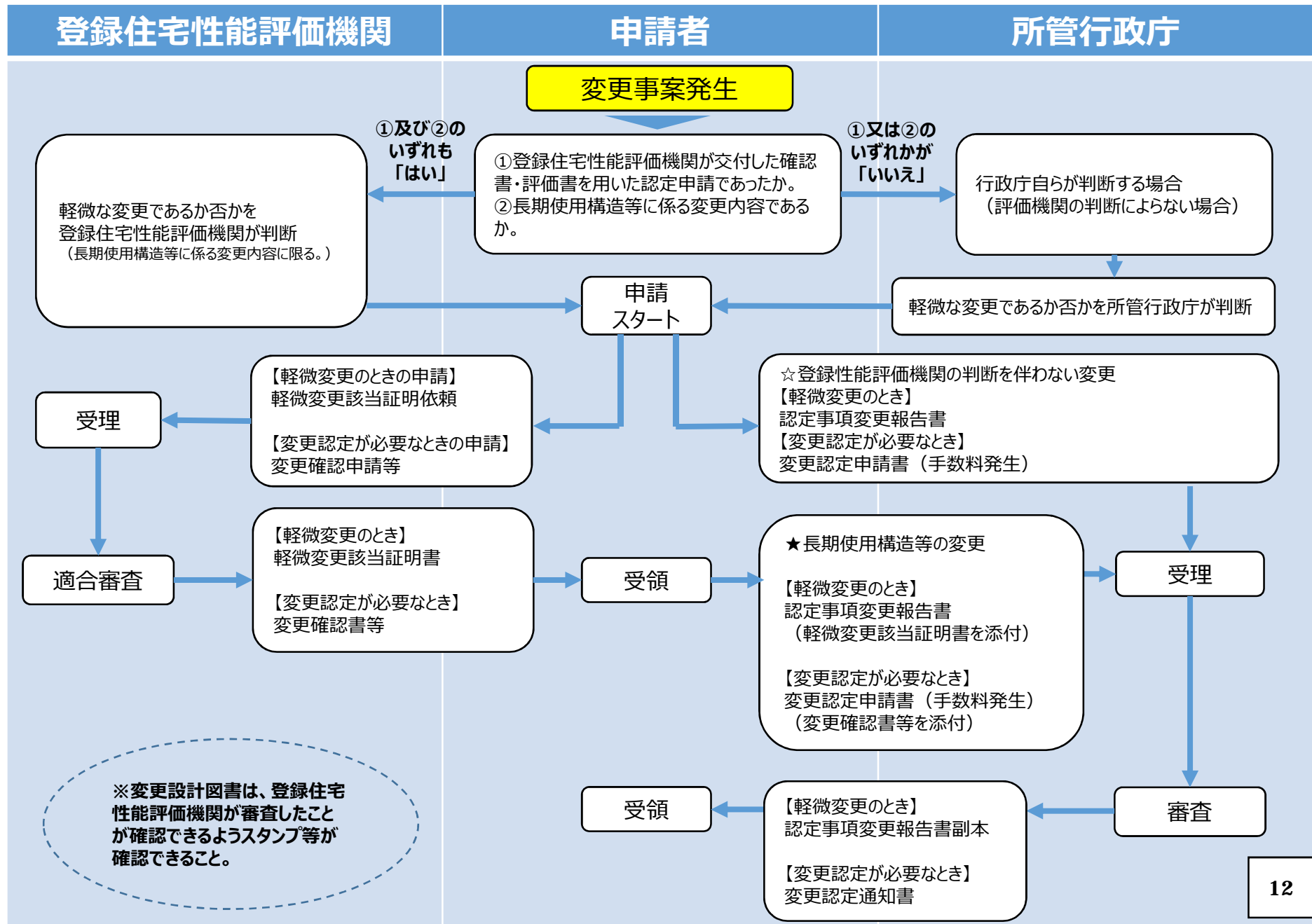
- Ⅰ 施行日より前に、長期使用構造等確認を申請済みの場合は、旧基準（現行基準）を適用する。
- Ⅰ ただし、旧基準（現行基準）による認定は、所管行政庁への認定申請が令和5年3月31日までのものに限る。



【凡例】

長期使用構造等確認 (登録性能評価機関) ○ 申請 ● 確認書交付  
 長期優良住宅認定 (所管行政庁) □ 申請 ■ 認定書交付  
 長期優良住宅認定 (長期使用構造等確認を含む) (所管行政庁) △ 申請 ▲ 認定書交付

# 認定長期優良住宅の変更の取扱いについて



## 軽微な変更の取扱いについて（登録住宅性能評価機関の事前審査を活用する場合）

評価機関において判断する内容 (軽微な変更該当する場合は、軽微変更該当証明書の交付を受けること。)		所管行政庁において判断する内容	
法第8条第1項の国土交通省令で定める軽微な変更（規則第7条第1項）			
		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 住宅の建築に関する工事の着手予定時期又は完了予定時期の6月以内の変更</li> <li>2. 法第5条第3項の長期優良住宅建築等計画にあっては、譲受人の決定の予定時期の6月以内の変更</li> <li>3. 法第5条第4項の長期優良住宅建築等計画にあっては、区分所有住宅の管理者等の選任の予定時期の6月以内の変更</li> </ol>	
		4. 住宅の品質又は性能を向上させる変更その他の変更後も認定に係る長期優良住宅建築等計画が法第6条第1項各号に掲げる基準に適合することが明らかな変更	
法第6条第1項第1号 長期使用構造等		法第6条第1項第2号 規模基準 第3号 居住環境基準 第4号 災害配慮基準 第5号イ、第6号イ、第7号イ 維持保全計画 第5号ハ、第6号ハ、第7号ハ 資金計画	
例	<ul style="list-style-type: none"> <li>┆ 断熱性能の向上が明らかな変更</li> <li>┆ 使用変更を伴わず、開口部が小さくなる変更</li> <li>┆ 非耐力壁である間仕切壁の変更</li> </ul>	例	<ul style="list-style-type: none"> <li>┆ バルコニー部分の床面積算定の錯誤等（認定基準の範囲内に限る。）</li> </ul>
その他の軽微な変更			
		例	<ul style="list-style-type: none"> <li>┆ 申請者名の変更（第三者への譲渡等地位の承継に関する変更を除く）</li> <li>┆ 申請者住所の変更</li> <li>┆ 分筆・合筆等による認定に係る住宅の位置の変更</li> </ul>

## 参考資料（敷地の地域地区を確認したいとき）

各種サイトにおいて、地図情報等を確認いただけますが、あくまで目安であるため、所管の土木事務所又は市町村都市計画部局に地域地区の詳細情報を確認するようにしてください。

項目	リンク先																
大阪府ホームページ 地図情報システム	<a href="https://www.pref.osaka.lg.jp/jigyokanri/cals/tizu.html">https://www.pref.osaka.lg.jp/jigyokanri/cals/tizu.html</a> ・閲覧できる地図及び各種情報 <a href="https://www11.cals.pref.osaka.jp/ajaxspatial/ajax/">https://www11.cals.pref.osaka.jp/ajaxspatial/ajax/</a> ・地図システム 都市計画情報、市街地開発事業、都市計画道路、都市計画公園 等																
各市町村 都市計画部局	地区計画、景観地区、建築協定、景観協定																
大阪府ホームページ 土砂災害の防災情報	<a href="http://126.249.152.56/WebSite/G0008/G0008">http://126.249.152.56/WebSite/G0008/G0008</a> ・地すべり防止区域 ・急傾斜地崩壊危険区域 ・土砂災害特別警戒区域 等																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">土木事務所窓口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>池田土木事務所 管理課</td> <td>072-752-4111</td> </tr> <tr> <td>茨木土木事務所 管理課</td> <td>072-627-1121</td> </tr> <tr> <td>枚方土木事務所 管理課</td> <td>072-844-1331</td> </tr> <tr> <td>八尾土木事務所 管理課</td> <td>072-994-1515</td> </tr> <tr> <td>富田林土木事務所 管理課</td> <td>0721-25-1131</td> </tr> <tr> <td>鳳土木事務所 管理課</td> <td>072-273-0123</td> </tr> <tr> <td>岸和田土木事務所 管理課</td> <td>072-439-3601</td> </tr> </tbody> </table>	土木事務所窓口		池田土木事務所 管理課	072-752-4111	茨木土木事務所 管理課	072-627-1121	枚方土木事務所 管理課	072-844-1331	八尾土木事務所 管理課	072-994-1515	富田林土木事務所 管理課	0721-25-1131	鳳土木事務所 管理課	072-273-0123	岸和田土木事務所 管理課	072-439-3601
土木事務所窓口																	
池田土木事務所 管理課	072-752-4111																
茨木土木事務所 管理課	072-627-1121																
枚方土木事務所 管理課	072-844-1331																
八尾土木事務所 管理課	072-994-1515																
富田林土木事務所 管理課	0721-25-1131																
鳳土木事務所 管理課	072-273-0123																
岸和田土木事務所 管理課	072-439-3601																
大阪府ホームページ 災害危険区域の指定状況	<a href="https://www.pref.osaka.lg.jp/kenshi_kikaku/saigaikikenkuiki/index.html">https://www.pref.osaka.lg.jp/kenshi_kikaku/saigaikikenkuiki/index.html</a> ・災害危険区域																

自然災害から命を守るために、地域の災害リスクを知ることが大切です。

大阪府ホームページ 災害リスクについて ・土砂災害のおそれがあるか知りたい ・河川の洪水リスクを知りたい ・津波の浸水リスクを知りたい ・高潮の浸水リスクを知りたい	<a href="https://www.pref.osaka.lg.jp/kasenkankyo/disaster_risk/index.html">https://www.pref.osaka.lg.jp/kasenkankyo/disaster_risk/index.html</a> ・「土砂災害」⇒「土砂災害警戒区域等の指定箇所図」 ・「河川災害」⇒「洪水リスク表示図」 ・「津波災害」⇒「津波浸水想定図」 ・「高潮災害」⇒「高潮浸水想定区域図」
国土交通省 ハザードマップポータルサイト	<a href="http://disaportal.gsi.go.jp/">http://disaportal.gsi.go.jp/</a> 重ねるハザードマップ ～災害リスク情報などを地図に重ねて表示～ わがまちハザードマップ ～地域のハザードマップを入手する～